

仕 様 書

1 件 名

大気常時監視用風向風速計賃貸借【長期継続契約】

2 品名と数量

気象用風向風速計 1 式

3 規格及び仕様

測定機仕様書（別紙）のとおり

4 賃貸借契約期間

令和 7 年 9 月 1 7 日から令和 1 2 年 9 月 1 6 日（6 0 か月）

5 納入日

機器については、契約締結後速やかに納入し、原則として令和 7 年 9 月 1 6 日までに納入し、測定が行える状態にすること。納入については平日のみとする。

6 機器納入後契約期間までの賃借料

賃貸借契約期間開始日より前に納入された場合は、開始日までを導入期間として賃借料は発生しないものとする。

賃貸借契約期間内の納入については、納入月の月末までは導入期間として賃借料は発生しないものとする。その場合のリース契約期間の変更は行わない。

7 設置場所

東大阪市大気汚染常時監視測定局『西保健センター局』

（住所）東大阪市高井田元町 2 丁目 8 番 2 7 号

測定局屋上のポール頂上部に固定

8 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の3に相当する額以上とする。

(1円未満の金額は、1円に切り上げ)

但し、以下に該当する場合は、契約保証金を免除とする。

①東大阪市財務規則第117条第1号の規定により履行保証保険に加入する場合。

②単年度契約金額が500万円未満の場合。

9 既存機器撤去

既存の機器については、落札者が撤去し、落札者が引き取ることとする。

10 接続を行う記録器について

発信器を設置後、測定値が問題なく記録されるよう既存の記録器（MVS-350D 光進電気工業㈱）との接続等調整を行うこと。

なお、既存の記録器と設置する発信機が適合せず、新たな記録器が必要となる場合は落札者の負担により、同等以上の機器を調達、設置し、既存の記録器は落札者が引き取ることとする。

11 契約期間満了後

賃貸借契約期間満了後、市がすべての債務を履行した場合は、物件を無償譲渡するものとする。

気象用風向風速計 仕様書（別紙）

1 品名 気象用風向風速計 1 式

（1 式の構成内訳）

（1）風向風速発信器 1 台

（2）附帯設備 1 式

（接続ケーブル等、設置、運用に必要なもの）

（3）気象庁検定（※） 1 式

（4）発信器取付け用ポール（※※） 1 本

※ 気象庁の気象測器の検定を合格してから原則 2 週間以内に納入設置すること。

※※ ポールについては、既存の風向風速計用のポールの使用が可能であるが、設置する機器に適合せず、新たなポールが必要となる場合は落札者の負担により、調達、設置、既存ポールの除却等を行う事とする。

2 納品先

東大阪市大気汚染常時監視測定局『西保健センター局』

（住所）東大阪市高井田元町 2－8－2 7

測定局屋上のポール頂上部に固定

3 納入設置期限、保証期間及び保険

（1）納入設置期限

令和 7 年 8 月 1 8 日（月）から令和 7 年 9 月 1 6 日（火）の間（土曜、日曜、祝日を除く）とする。

（2）保証期間

納入後 1 年間

（3）保険

契約期間中は継続して東大阪市を被保険者として、物件に動産保険を掛け、保険料を負担すること。

4 規格及び仕様

測定対象は風向、風速それぞれの平均値、瞬間値の4要素とし、以下の仕様を満たし、且つ、既存の設置機種と同等以上の製品であること。

また、気象業務法による気象測器の検定を受け、合格しており、合格後2週間以内の機器を納入設置すること。

環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様に準拠し、デジタル出力が可能な測定機器であること。

(1) 発信器

ア 検出方式

風車型風向風速計

イ 測定範囲

風向：全方向 $0^{\circ} \sim 360^{\circ}$

風速：0.4~20m/s

ウ 精度

風向： $\pm 3^{\circ}$ 以内

風速：10m/s 以下は ± 0.3 m/s 以内、10m/s 以上はその値の $\pm 3\%$ 以内

エ 起動風速

0.4 m/s 以下の風速で起動

オ 耐風速

60 m/s 以上

カ 主要材料

対候性・耐腐食性に優れ、軽量であること。

淡色系に塗装されていること。

キ その他

完全防水型となっていること。

(2) 入出力条件

既存の記録器へ測定値を出力できること。なお、瞬時値については、記録器へは最小時間単位の瞬時値を出力すること。

(3) その他

記載のない事項については、原則、環境省『環境大気常時監視マニュアル』、気象庁『気象観測ガイドブック』、気象庁『気象観測の手引き』の落札時の最新版に基づくものとする。

5 検定

- (1) 気象業務法に基づく気象庁の検定を受け、その合格証明書を納入設置後 14 日以内に提出すること。

なお、納入設置日は検定日より原則 2 週間以内とすること。

- (2) 気象業務法に基づく検定等で用いた資料・図面を添付すること。

6 据付・調整及び、試験・検査

- (1) 既存機器等の撤去や据付、調整等の納入先で行う作業については、事前に工程表を東大阪市に提出し、その了承を得ること。
- (2) 既存の機器については、落札者が撤去し、落札者が引き取ることとする。
ただし、撤去後の既存の機器は令和 7 年 9 月 16 日までは東大阪市が保管するため、引き取りは令和 7 年 9 月 17 日以降に行うものとする。また、ポールについて、新たなポールを設置する場合は落札者の負担により既存ポールの除却、引き取り及び壁面の補修などの原状回復を行う事とする。
- (3) 測定機を納品先に搬入し、指定場所への据付、調整及び発信器と記録器の結線等のスタートアップ作業一式を行うこと。また、環境省のウェブサイト『環境省大気汚染物質広域監視システム そらまめ君』、または、大阪府のウェブサイト『大阪府 大気汚染常時監視のページ』にて正常に測定データの収集ができることを確認すること。
- (4) 据付・調整の完了後は速やかに東大阪市へその旨を文書で報告すること。
- (5) 据付・調整等の経費は全て落札者の負担とする。
- (6) 据付・調整後、フィールド試験を実施し、速やかに報告書を提出すること。
- (7) 据付・調整時に、東大阪市が立会いを行う場合は、東大阪市職員の指示に従うこと。
- (8) 据付や調整については、原則、環境省『環境大気常時監視マニュアル』、気

象庁『気象観測ガイドブック』、気象庁『気象観測の手引き』の落札時の最新版に基づいて据付・調整するものとする。

7 付属品

機器について、下記のものを付属品とする。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 保証書 | 1 部 |
| (2) 試験・検査報告書 | 1 部 |
| (3) 性能証明書 | 1 部 |
| (4) 取扱説明書 | |
| (メンテナンスマニュアル含む) | 2 部 |
| (5) 気象業務法に基づく検定合格証明書及び検定等で用いた資料 | 1 式 |
| (6) 機器の保守点検に必要な図面等の資料 | 2 部 |
| (7) 記録器消耗品（記録紙、インクリボン等） | 各 1 年分 |
| (8) 記録器部品 | |
| (ユーザーサイドで交換可能なもので、1 年目に交換推奨のもの) | 1 式 |

なお、上記（４）については、日本語によるものを用意すること。メーカーの標準的な説明書が日本語以外で記載されたものである場合、その説明書と同等の説明が日本語で記載されているものを用意すること。

また、上記（７）及び（８）については、記録器を交換する場合のみ用意すること。（７）については、測定機納入時に納品することとし、（８）については、使用期限のあるものは市の要請があった際にその都度納品することとする。

8 その他

(1) 保守部品等の確保

納入された測定機の消耗部品、定期交換部品及びその他必要な保安部品並びに当該測定機専用部品（汎用品でないもの）については、測定機納入後 10 年間は納入可能な状態の確保を努めることができる機器を納入すること。

(2) 欠陥等への対応

納入された測定機で、納入後に発覚した欠陥や発生したトラブル等について

ては、機器メーカーと協議を行い、迅速な対応を行うとともに、必要な技術情報を提供すること。

(3) 保守管理技術情報

当該測定機の納入までに、機器メーカーより保守管理に必要な技術資料を入手し、提供すること。

(4) 耐久性及び初期不良

7の(4)に記載の取扱い説明書に記載された保守管理(推奨項目は除く)で10年の連続使用(検定は除く)が可能であること。ユーザーサイドでの保守管理を実施した上で、納品日から起算して1年未満で測定機の性能を満足しない状態まで劣化した場合は、使用者に瑕疵のある場合を除き無償で対応すること。この場合、特別な場合を除いて、市より依頼のあった日から起算して14日間以内に対応すること。なお、測定機の性能を満足しない状態とは、本仕様書で規定する4の規格及び仕様を満足しない状態をいう。

(6) 環境への配慮

測定機の納入の際の梱包や配送については環境に配慮すること。

(7) その他

納入する機器には、型式及び製造番号、製造年月を記載した銘板を取り付けることとするが、位置については東大阪市と協議すること。

特に定めのない事項については、別途協議して定めるものとし、協議が整わない場合は、市の裁定によるものとする。

9 既存機器

	発信器・記録器
機器メーカー名	光進電気工業株式会社
型式	MVS-350D